

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 電子申告／納税（e-tax）

1. 国税の電子申告／納税とは

国税電子申告／納税システム（“e-Taxö）は、2004年の試験的導入から8年が経過し、運用面の改善により、利便性が向上し、利用も増えています。国税庁の発表では、2011年度のe-Taxの利用状況は、申告書全体の約50%（法定調書を除く）となっています。

なお、国税の電子申告／納税の対象税目は、つぎのとおりです。

- ・申告所得税
- ・源泉所得税
- ・法人税
- ・消費税及び地方消費税
- ・酒税
- ・印紙税
- ・法定調書

2. メリット・デメリット

	メリット	デメリット
電子申告	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者のサイン及び押印が不要 ・所得税確定申告における医療費の領収書や寄附金の控除証明書など、書面による提出の場合には必要な添付書類が、電子申告では一部省略可能 ・還付申告の場合、書面で提出した場合より早期に還付が受けられる ・郵送の場合の切手代や、税務署等に出向く手間を省くことが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告できない添付書類等は、別途、書面で提出が必要 ・市販申告用ソフトによって利用方法が異なるため、ソフトの変更等をする場合、手続きが煩雑 ・IDやパスワードなどの管理が煩雑（地方税など、提出先ごとにいくつものID/パスワードを管理しなければならない） ・PCや回線トラブルのリスク ・地方税の電子申告／納税システム（eL-Tax）の導入状況は、自治体ごとにばらつきがある。国税を電子申告／納税しても、地方税はこれまで通り、書面による提出及び金融機関等での納付を強いられる場合がある
電子納税	<ul style="list-style-type: none"> ・即時又は期日を指定して納付することが可能 ・納付書の準備や、金融機関等に出向く手間を省くことが可能 	

3. 利用手続き

①電子証明書の取得及びICカードリーダー等が必要なデバイスの購入

②利用開始届の提出及び利用者識別番号等の取得

電子証明書の取得や、利用者識別番号を取得するには、申込みから数日かかるため、申告／納税期限を考慮の上、早めに手続きを開始する必要があります（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）

なお、地方税の電子申告／納税の利用開始手続きには、電子証明書は国税と同じものを利用できますが、各役所ごとに、利用開始届及び利用者識別番号の取得手続きが必要です。

お見逃しなく！

- 電子申告は、納税者自身が利用手続きをして電子申告するケースと、税理士（税理士法人）による代理送信があります。税理士による代理送信の場合、納税者側では上記「利用手続き」は一切不要です。
- 電子申告／納税は、対象税目のうち、添付書類の少ない消費税や地方税のみ電子申告する、毎月の源泉所得税のみ電子納税する、というような利用の仕方できます。